

わたしとみんな

「子どもの権利条約」をふまえて

世界中の子どもたちの生命や生活を守るために、1989年、世界の国々の代表が話し合っ「子どもの権利条約」を定めました。この条約には、

世界のすべての子どもたちが しあわせに暮らせるように

という願いがこめられています。

この条約の意味を理解することによって、今の生活をよりよくするきっかけになればと思い、学校にかかわることを中心に12の条文を取りあげました。高学年のみなさんにはできることがたくさんあります。いじめられたり、無視されたり、仲間はずれにされたりしている子はいませんか。その子たちの笑顔を取り戻すために何ができるでしょうか。そして、子どもの権利についておうちの方や先生、そして、友達と考えてみましょう。



ふじキュン♡



藤沢市教育委員会

第2条: 差別の禁止

すべての子どもは、どのような差別もなく、みんな平等にこの条約で定められた権利が保障されます。意見のちがいや見た目のちがいなど、どんなちがいがあっても差別されません。また、社会には、体の不自由な人がいます。

自分の気持ちをじょうずに伝えられない人もいます。

今、障がいのある人、お年より、外国につながる人など、色々な人がともに生きていく社会が求められています。

みんなで助け合って、生きていきましょう。



第3条: 子どもにとってもっともよいこと

親や先生などの大人たちは、みなさんのために何かする時、

みなさんにとって一番いいことは何だろうか、と考えてくれます。

自分の思いやりたいことを大切に、自分にとってよい方法を

考え、生活を充実させましょう。



第6条: 生きる権利・育つ権利

世界のすべての子どもたちは、生きる権利をもっています。

世界では、今も絶えることなく戦争を行っている国があります。

そこでは、多くの子どもたちの命がうばわれています。

日本でも、イジメやぎゃく待などによって命をなくす子どもがいます。

しかし、子どもたち一人ひとりには生きる権利があり、子どもが元気に

生きて、すこやかに育つよう、国は子どもの権利を守らなければなりません。



第12条: 意見を表す権利

人はみんな、自分の考えを自由に言い、表現することができます。

家庭で、学校で、自分の思っていることや考えていることを

はっきり伝え、いろいろな方法で自分を表現していきましょう。



4つの原則のほかにも、子どもがすこやかに育つために必要な権利がたくさん書かれています。

ユニセフのホームページから
見ることができます。

http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html



第1条:子どもの定義

「子どもの権利条約」では、18歳未満（17歳まで）を子どもとしています。ただし、それぞれの国の法律で、18歳よりも前に「大人」とする国もあります。



第13条:表現の自由／第16条:プライバシー・名誉の保護

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。自分の意見を言ったり、表現したりする場合は、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。また、そのことによって、まわりの人にめいわくをかけたり、だれかを傷つけたりしてはいけません。自分の意見や考えをおしつけるのではなく、人の意見もきちんと聞き、まわりの人の考えも大切にしましょう。

加えて、子どもであってもひとりの人間としてのほこりや信用を傷つけられることがあってはなりません。

たとえば、勝手に人の持ちものを見たり、勝手にうたがいをかけたりすることも名誉を傷つけることになります。



第18条:子どもの養育はまず親に責任

第19条:あらゆる暴力からの保護

親や大人には、子どもを大切に育てる義務があります。また、子どもを育てている人は、子どもに暴力をふるってはいけません。子どもをいじめたり、無視したり、ごはんを食べさせないなど、放っておくことは許されません。言葉や態度で、子どもを傷つけることもしてはいけません。



第28条:教育を受ける権利／第29条:教育の目的

人はみんな、学校に通うことができ、勉強することができます。学校は、一人ひとりがみとめられ、大切にされ、楽しい場であればなりません。いろいろなことを経験し、いろいろな人と伝えあう力にをつけましょう。



第31条:休み、遊ぶ権利

休息をとることは、心やからだを成長させていくために必要です。また、自由な遊びも、心やからだを成長させていきます。いろいろなものを見たり、積極的にいろいろなことに参加したりして自分の世界を広げていきましょう。



子どもの権利があるということは…

* 「好き勝手にできる」「わがままでいい」ということではない。

子どもの権利があるからといって、何でも好き勝手にしていいというわけではありません。子どもは、保護者に守られ、育てられている存在です。精神的にも未熟な部分がたくさんあります。保護者には子どもを育てる責任があり、子どもの年齢に応じた適切なアドバイスをする責任があります。

* 自分が尊重されるだけでなく、他の人の権利も尊重する。

私たちは、“社会”の中で生きています。一人ひとりが同じように“権利”を持っています。あなたの権利と同じように、周りの人たちの権利も大切にされなければなりません。権利を主張するということは、自分の意見を通すことではなく、「お互いの権利を尊重し合う」ということなのです。

* みんな平等に“生きる権利”を持っている。

生きる権利は「子ども」も「大人」も平等に持っています。私たちは一人ひとり、名前も、顔も、性格も、好きなものも、考え方も、ちがいます。しかし、一人ひとりの命の大切さに差はないのです。

学校が、だれもが楽しく安心して勉強できる場所であるためには、一人ひとりが、お互いのちがう点を認め合い、他の人の気持ちを考えて行動することが大切です。

「子どもの権利条約」の条文(抜粋)

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

第4条 立法・行政その他の措置

第5条 親その他の者の指導

第6条 生命への権利

第7条 名前・国籍を得る権利

第8条 身元の保全

第9条 親からの分離禁止

第10条 家族再会

第11条 国外不法移送・不返還の防止

第12条 意見表明権

第13条 表現・情報の自由

第14条 思想・良心・宗教の自由

第15条 結社・集会の自由

第16条 フライバシー・名誉の保護

第17条 情報へのアクセス

第18条 親の第一次養育責任

第19条 虐待・放任からの保護

第20条 代替的養護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子どもの保護・援助

第23条 障害児の権利の国際協力

第24条 健康・医療への権利

第25条 措置された子どもの定期的審査

第26条 社会保障への権利

第27条 生活水準への権利

第28条 教育への権利

第29条 教育の目的

第30条 少数者・先住民の子どもの権利

第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的 生活への参加

第32条 経済的搾取からの保護

第33条 麻薬・向精神薬からの保護

第34条 性的搾取・虐待からの保護

第35条 誘拐・売買・取引の防止

第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

第37条 自由を奪われた子どもの適正な取扱い

第38条 武力紛争における子どもの保護

第39条 心身の回復と社会復帰

第40条 少年司法

第41条 既存の権利の確保

※ 太字・下線は、今回とあげた条文です